

令和2年横審第18号

裁 決

遊漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官菅生貴繁出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和2年1月22日09時50分

三重県神島北方沖合

2 船舶の要目

船種	船名	遊漁船A	モーターボートB
総トン数	9.1トン		
登録長	13.72メートル	6.60メートル	
機関の種類	ディーゼル機関	電気点火機関	
出力	450キロワット	103キロワット	

3 事実の経過

Aは、船体中央部に操舵室、その後方に客室を配し、操舵室前部中央に舵輪を、舵輪の前部に右舷側からレーダー、バックモニター、GPSプロッター、磁気コンパス及び魚群探知機を、舵輪の左側に機関操縦レバーをそれぞれ装備したFRP製小型兼用船で、a受審人が単独で乗り組み、釣り客9人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.6メートル船尾1.8メートルの喫水をもって、令和2年1月22日07時00分愛知県伊良湖港を発し、三重県神島北方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、07時20分前示釣り場に到着して遊漁を開始したものの、期待した釣果が得られなかったことから、何度か釣り場を移動したのち、09時30分最初の釣り場である神島北方沖合に戻るため、愛知県伊良湖岬西方沖合の釣り場を発進した。

a受審人は、魚群探知機を作動させて舵輪後方に立った姿勢で操船に当たり、09時44分少し前神島灯台から011度（真方位、以下同じ。）2.07海里の地点で、前方を一見して他船を認めなかったことから、針路を198度に定め、10.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

a受審人は、09時47分少し前神島灯台から009度1.56海里の地点に達したとき、正船首1,000メートルのところに、Bを視認することができ、その後、同じ方向を向いてほとんど移動しない

ことから、漂泊していることが分かり、同船と衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、針路を定めたときに前方を一見して他船を認めなかったことから、前路に航行の支障となる船舶はいないものと思い、魚群探知機で水深を確認することに気を取られ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a 受審人は、B を避けることなく続航し、09時50分僅か前目的の釣り場に近づいたことから減速を開始し、09時50分神島灯台から005度1.03海里の地点において、A は、原針路のまま、8.5ノットの速力となったとき、その船首がBの左舷中央部に後方から63度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風はほとんどなく、潮候はほぼ低潮時に当たり、視界は良好であった。

また、B は、船体中央部に操舵区画を配し、同区画中央に舵輪を、舵輪の前部にGPS機能付魚群探知機を装備したFRP製プレジャーモーターボートで、b 受審人が単独で乗り組み、知人1人を同乗させ、釣りの目的で、船首0.3メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、同日08時00分愛知県東幡豆港を発し、神島北方沖合の釣り場に向かった。

b 受審人は、09時30分前示衝突地点付近に到着したのち、機関を中立運転とし、船首が南東方を向いて漂泊を開始し、左舷中央部に立った姿勢で釣りを始めた。

09時47分少し前b 受審人は、衝突地点で、船首が135度を向いていたとき、左舷船尾63度1,000メートルのところに、A を視認することができ、その後同船が自船に衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、航行中の他船が漂泊中の自船を避けてくれるものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付か

なかった。

こうして、b受審人は、自船に向かって接近するAに対し、避航を促す音響信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続け、09時50分少し前左舷船尾至近に迫った同船を認められたものの、どうすることもできず、Bは、船首が135度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、左舷船首部外板に凹損を伴う擦過傷を生じ、のち修理され、Bは、左舷中央部外板に破口を生じて伊良湖港に引き付けられたものの、のち廃船処理され、b受審人及びBの同乗者が、左頬骨骨折、頸部挫傷などを負った。

(航法の適用)

本件は、神島北方沖合において、航行中のAと漂泊中のBが衝突したもので、衝突地点付近は、海上交通安全法の適用海域であるが、同法には本件に適用できる航法規定がないので、一般法である海上衝突予防法が適用されることになる。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶との関係についての航法規定がないことから、本件は、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、神島北方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a受審人は、神島北方沖合において、釣り場移動の目的で航行する場

合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、針路を定めたときに前方を一見して他船を認めなかったことから、前路に航行の支障となる船舶はいないものと思い、魚群探知機で水深を確認することに気を取られ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂泊中のBに気付かず、同船を避けないまま進行して衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、b受審人及びBの同乗者を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

b受審人は、神島北方沖合において、釣りの目的で漂泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、航行中の他船が漂泊中の自船を避けてくれるものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船に衝突のおそれがある態勢で接近するAに気付かず、避航を促す音響信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続けて同船との衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、自船の同乗者を負傷させ、自らも負傷するに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年2月24日

横浜地方海難審判所

審判官 関 昌 芳